

全員協議会会議録

1	開 会	2
2	あいさつ	2
3	議題	2
(1)	提出議案について	2
①	議案第 21 号 教育委員会教育長の任命同意について.....	2
②	議案第 22 号 教育委員会委員の任命同意について.....	2
③	議案第 23 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて 2	
(2)	協議事項について	4
①	会議期間、議事日程及び議案の取扱いについて.....	4
(3)	報告事項について	5
①	報告第 1 号 令和 3 年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について 5	
②	指定管理者制度の導入施設について	8
4	その他	9
5	閉会	10

日 時	令和 4 年 9 月 2 日 (金)	午前 10 時 00 分～午前 10 時 25 分
場 所	議場	

○ 出席者

【 議員15人 】

- ① 石 塚 政 行
- ② 掛 下 法 示
- ③ 神 谷 靖
- ④ 中 里 理 香
- ⑤ 高 瀬 由 子
- ⑥ 櫻 井 惠 二
- ⑦ 藤 田 欽 哉
- ⑧ 佐 貫 薫
- ⑨ 伊 藤 幹 夫
- ⑩ 関 由紀夫
- ⑪ 小 林 勇 治
- ⑬ 宮 本 妙 子
- ⑭ 石 井 侑 男
- ⑮ 中 村 久 信
- ⑯ 今 井 勝 巳

【 欠席議員 】

なし

【 説明員 】

- ① 市 長 齋 藤 淳一郎
- ② 副市長 横 塚 順 一
- ③ 教育長 村 上 雅 之
- ④ 総合政策部長兼総合政策課長 和 田 理 男
- ⑤ 総務部長兼総務課長 高 橋 弘 一
- ⑥ 秘書広報課長 佐 藤 賢 一
- ⑦ 健康増進課長 日賀野 真

※新型コロナウイルス感染症対策のため、関係する職員のみ出席

【 議会事務局 】

- ① 事務局長 薄 井 勉
- ② 主査 粕 谷 嘉 彦
- ③ 主査 佐 藤 晶 昭

1 開 会

○議長（今井勝巳） ただいまから、全員協議会を開会いたします。

（10：00）

2 あいさつ

○市長（齋藤淳一郎） おはようございます。

全員協議会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今回、第 380 回定例会議に市当局から提出いたします案件は、報告事項 1 件、補正予算 5 件、決算の認定 7 件、条例の制定 1 件、条例の一部改正 7 件、人事案件 3 件及びその他 2 件の計 26 件であります。

人事案件のうち、議案第 21 号 教育委員会教育長の任命同意につきましては、本市教育委員会教育長であります村上雅之氏が、令和 4 年 9 月 30 日をもって、任期が満了となりますが、後任の教育長に同氏を再任することについて、議会の同意を求めるものであります。議案第 22 号 教育委員会委員の任命同意につきましては、本市教育委員会委員であります池田光代氏が、令和 4 年 9 月 30 日をもって任期が満了となりますが、後任の委員に同氏を再任することについて、議会の同意を求めるものであります。議案第 23 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、本市人権擁護委員であります齋藤兆正氏が、令和 4 年 12 月 31 日をもって任期が満了となりますので、後任の委員に、小川安彦氏を、候補者として推薦することについて、議会の意見を求めるものであります。

これら人事案件につきましては、慣例によりまして、即決をもって議決くださるようお願いをいたします。

また、各報告事項につきましては、所管の部課長から説明いたしますので、よろしく御協議くださるようお願いを申し上げます。

3 議題

(1) 提出議案について

- ① 議案第 21 号 教育委員会教育長の任命同意について
 - ② 議案第 22 号 教育委員会委員の任命同意について
 - ③ 議案第 23 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
-

○議長 (1) 提出議案、①から③までについて、一括説明を求めます。

○総務課長（高橋弘一） おはようございます。

議案第 21 号から第 23 号まで一括して説明させていただきます。

それでは議案書のほう 68 ページをお願いいたします。

（議案書 68 ページを朗読）

それでは、村上雅之氏の履歴書を御覧ください。教育長の任期は 3 年であります。住所、生年月日、学歴につきましては記載のとおりであります。職歴といたしまして、昭和 51 年 4 月から、平成 26 年 3 月に定年退職されるまで、教員として奉職されました。その間、宇都宮市や栃木県の教育委員会事務局への勤務や、二つの小学校の校長、さらには、河内教育事務所長を歴任されました。また、その他の経歴に記載がございますが、平成 25 年には、当時、県内 385 校あった公立小学校の校長のトップである栃木県小学校長会会長を務められました。平成 28 年 10 月に矢板市教育長に就任され、現在 2 期目であります。村上雅之氏の説明は以上となります。

続きまして、また議案書の 69 ページをお願いいたします。

（議案書 69 ページを朗読）

それでは、池田光代氏の履歴書をお願いいたします。教育委員の任期は 4 年であります。住所、生年月日、学歴につきましては記載のとおりであります。職歴といたしまして、昭和 53 年に栃木県職員となられまして、主に保健師として、母子精神保健業務に従事されました。平成 20 年には、県西健康福祉センターの健康福祉部部長補佐兼健康福祉課長、平成 21 年には県北健康福祉センターの健康福祉部部長補佐兼健康対策課長を務められました。平成 30 年 10 月に矢板市教育委員に就任され、現在 1 期目であります。また、令和元年 10 月から矢板市教育委員会教育長職務代理者を務められております。池田光代氏の説明は以上となります。

続きまして、議案書の 70 ページをお願いいたします。

(議案書 70 ページを朗読)

それでは小川安彦氏の履歴書を御覧ください。人権擁護委員の任期は 3 年です。住所、生年月日、学歴につきましては記載のとおりであります。職歴といたしまして、昭和 55 年 4 月から平成 29 年 3 月に退職されるまで、教員として奉職されました。その間、高根沢町立中央小学校と、矢板市立東小学校の校長を歴任されました。退職後も矢板市の教育指導員や非常勤教育職員として 5 年間務められました。その他の経歴といたしまして、平成 27 年には矢板市の小中学校長会会長、平成 28 年には塩谷地区の小中学校長会会長を務められました。また、本年度、令和 4 年度の矢板市区長会会長でもあります。小川安彦氏の説明は以上となります。

以上、議案第 21 号から第 23 号までの説明となります。よろしくお願いたします。

○議長 説明は終わりました。御質疑等ありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

(2) 協議事項について

① 会議期間、議事日程及び議案の取扱いについて

○議長 次に、(2) 協議事項、①について説明を求めます。

○議会運営委員長 (佐貫薫) おはようございます。

会議期間、議事日程及び議案の取扱いについて御協議を申し上げます。

第 389 回定例会議の議会運営については、去る 8 月 25 日午前 10 時から、第 2 委員会室において、議会運営委員会を開催し協議をいたしました。

提出議案の件数、一般質問通告者数、請願陳情等の受理件数及びそれらの取

扱い等について、慎重に協議をした結果、この定例会議の会期期間は、本日から9月22日までの21日間と決定をいたしました。

議事日程につきましては、お手元の日程表のとおりであります。

議案の取扱いにつきましては、議案第1号から議案第5号まで、議案第13号から議案第20号まで及び請願の審査については、所管常任委員会に付託する予定であります。次に、議案第6号から議案第12号までについては、令和3年度矢板市一般会計、特別会計及び各企業会計決算の認定でありますので、監査委員である議員を除く議員全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、審査を付託する予定であります。また、議案第24号及び議案第25号については、それぞれ、議案第11号及び議案第12号と関連がありますので、あわせて同委員会に審査を付託する予定であります。次に、議案第21号から議案第23号までの人事案件3件については、提案理由説明後、質疑、討論を省略し即決をお願いをしたいと思います。何とぞ議員各位の御協賛を賜りますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

一部訂正をさせていただきます。先ほど読合わせで389回と申しましたが、380回定例会議と訂正をさせていただきます。失礼いたしました。

○議長 説明は終わりました。御質疑等ありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。議会運営委員長説明のとおり、御協力をお願いいたします。

(3) 報告事項について

① 報告第1号 令和3年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長 次に、(3) 報告事項について、①について説明を求めます。

○総務課長 それでは令和3年度健全化判断比率及び資金不足比率について御

報告いたします。報告事項の1ページをお願いいたします。

(報告事項 1ページを朗読)

それでは2ページをお願いいたします。まず、1の健全化判断比率の表がありますが、四つの指標がございます。初めに、実質赤字比率であります。この指標は、矢板市の場合は、一般会計とハッピーハイランド矢板排水処理事業特別会計を合算したものでありますが、その一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率であります。矢板市は全ての会計におきまして、歳入から歳出を差し引いた、実質収支が黒字となっております。そのため、一般会計等の赤字はありませんので、実質赤字比率は該当なしである「バー」となっております。次に二つ目の連結実質赤字比率であります。この指標は、矢板市の全ての会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率であります。先ほど申し上げましたが、矢板市は全ての会計が黒字となっておりますので、この連結実質赤字比率も該当なしである「バー」となっております。次に三つ目の実質公債費比率であります。この指標は、一般会計等が負担する地方債の元利償還金や、企業会計の地方債の元利償還金に充当する繰出金、塩谷広域行政組合の地方債の元利償還金に充当する負担金などの標準財政規模に対する比率であります。単年度ごとに算定いたしまして、直近3か年の平均を用いるものであります。令和3年度の数值は8.8%となりまして、昨年度が9.1%でありましたので、それと比較いたしますと、0.3ポイントを減少いたしました。これは直近3か年の平均でありますので、平成30年度と比較いたしますと、地方債の元利償還金は増加いたしましたけれども、企業会計の地方債償還に充当する繰出金が減少したことや、標準財政規模が増加したため、比率が改善しております。次に四つ目の将来負担比率であります。この指標は、将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であります。一般

会計等の地方債の残高や企業会計の地方債償還に充てる繰出金など、矢板市が将来負担する負債全体から、貯金である基金や地方債の元利償還金に充当する特定財源などを差し引いて算定されます。令和3年度の数值は29.1%となりまして、昨年度が52.0%でありましたので、それと比較いたしますと22.9ポイント減少いたしました。これは地方債残高が減少したことに加えまして、基金残高が大幅に増加したことや標準財政規模が増加したことから、将来負担比率は大幅に減少いたしました。

続きまして、2の資金不足比率になります。この指標は、公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率であります。記載の二つの会計におきましては、資金不足額はありませぬので、資金不足比率は該当なしである「バー」となっております。

以上、各指標につきまして御説明させていただきました。

各指標につきましては、この表に記載してありますように、黄色信号と言われております早期健全化基準、さらには、記載はありませんが赤信号と言われております財政再生基準、こちらが設けられております。指標がその基準を超えた場合には、財政健全化計画または財政再生計画を策定しまして、財政の健全化を図らなければならないこととなっております。令和3年度の比率は全ての指標につきまして、早期健全化基準、こちらを大きく下回っております。

今後ともこれらの指標を見据えました財政運営を行いまして、財政の健全化をより一層図ってまいりたいと考えております。説明は以上です。

○議長 説明は終わりました。御質疑等ありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

② 指定管理者制度の導入施設について

○議長 次に②について説明を求めます。

○総合政策課長（和田理男） 指定管理者制度の導入施設について御説明いたします。

矢板市立図書館につきましては、平成20年度から指定管理者制度に基づき運営しておりますが、本年度末をもちまして管理期間が終了しますので、令和5年度以降も引き続き指定管理者制度を継続して運営してまいります。管理期間といたしましては、これまでと同様の5か年とし、非公募にて現管理者に引き続き選定いたします。非公募の理由であります。現管理者である株式会社図書館流通センターは、平成20年度から現在まで矢板市立図書館を管理運営しており、学校図書事務など関係機関、読み聞かせボランティアなどの市民団体との連携協力体制が構築されており、利用者との信頼関係も継続して築かれております。また、県内はもとより、東京都内など首都圏を中心として、図書館の指定管理を数多く受託しており、公立図書館の管理運営に求められる豊富な知識と経験を有していることから、安定した管理運営を確実に実施できます。さらに、令和2年度から他の自治体に先駆けて、本市の電子図書館に加え、学校電子図書館、ともなりライブラリーの運営を併せて実施するところであり、今後、ともなりライブラリーと電子図書館、そしてデジタルミュージアムとの相互連携による利便性機能の強化向上を図る上で、効率的に高いレベルの運用が期待できますことから、非公募にて選定するものです。

今後につきましては、電子図書館の運用拡大に伴う資料特別整理期間の変更など、関係条例の改正と指定管理者の候補者の決定につきまして、議案として提出いたしますので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長 説明は終わりました。御質疑等ありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

4 その他

○議長 議員各位及び執行部から何かありませんか。

(健康増進課長挙手)

○健康増進課長(日賀野真) 健康増進課より、新型コロナウイルス感染症対策について御報告いたします。

8月30日付、栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部が開催され、別添資料にございますとおり、9月末までの「BA.5対策強化宣言」の継続及び無料検査の延長が決定されました。また、発熱外来逼迫解消の取組としまして、検査キット無料配布及び陽性者登録センターの対象年齢が、「20歳から49歳まで」から、「15歳から64歳まで」に拡充されるなどの対策が打ち出されたところであります。次にオミクロン株に対応した新型コロナワクチンにつきましては、10月中旬以降の接種開始予定とされておりましたが、これを9月に前倒す方向で検討されることとなりました。ただし、詳細については今後明らかになると思われますので、本市としましても、国の動向を注視してまいります。

市内の感染状況につきましては、7月の感染者数は1か月で364人、8月については1か月で939人と、2か月連続で過去最多を更新しているところであり、8月中旬以降については、やや減少傾向が見てとれるものの依然厳しい状況が続いております。このように感染症をめぐる状況は随時変化しておりますが、社会経済活動維持と医療逼迫回避の両立という観点のもと、対応してまいりますので、議員の皆様のご引き続きの御協力をお願い申し上げます。

す。報告は以上とさせていただきます。

○議長 説明は終わりました。御質疑等ありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。この他について他に何かございませんか。

5 閉会

○議長 ないようですので、全員協議会を閉会いたします。 (10:25)

令和 年 月 日

議長